

## 同時廃止事件

### 予納郵券額変更のお知らせ

大阪地裁第6民事部  
破産受付係

令和6年10月1日からの郵便料金改定に伴い、同時廃止事件申立時における予納郵券額を下記のとおり変更します。郵券の枚数は、できるだけ少なくなるようご協力をお願いします。

また、①代理人・送達受取人宛ての宛名ラベル3枚（事務所住所及び事務所名だけでなく、代理人名・送達受取人名も明記したもの）と、②債権者宛ての宛名ラベル各1枚を併せてご提出ください。

記

#### 1 令和6年8月1日～9月30日までの申立て

84円	(債権者数+2)枚
10円	5枚
26円分	(債権者数+2)組

免責決定を郵送で受領する場合は  
下記の郵券を追加

1194円分	1組
26円分	1組

#### 2 令和6年10月1日以降の申立て

110円	(債権者数+2)枚
------	-----------

免責決定を郵送で受領する場合は  
下記の郵券を追加

1220円分	1組
--------	----

以上

令和6年10月1日の郵便料金改定にともない、令和6年9月30日以降に受理する申立てについて、下記第1に記載のとおりに郵便切手の予納金額を変更します。

これまで開始決定時等における各債権者に対する通知書の宛名書き等をお願いしておりましたが、これを変更し、同年10月1日以降に決定を行う事件は、下記第2に各記載の時期に債権者宛の宛名ラベルと郵便切手を裁判所に提出していただく取扱いといたします。

#### 記

##### 第1 申立時に提出する郵便切手の予納について

###### 1 弁護士申立て事件

###### ① 郵送で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベル10枚

イ 郵便切手1400円分 (110円切手×10枚、10円切手×30枚)

###### ② 窓口で決定正本を受領する場合、事務所宛の宛名ラベルの提出及び郵便切手の予納は不要です。

###### 2 1以外の事件

###### ① 郵送で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベル10枚

イ 郵便切手3840円分

(500円切手×4枚、110円切手×14枚、10円切手×30枚)

###### ② 窓口で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベルの提出は不要です。

イ 郵便切手2440円分 (500円切手×4枚、110円切手×4枚)

##### 第2 債権者通知用宛名ラベル及び郵便切手の提出について

###### 1 申立後開始決定前 (提出の時期については事件ごとに個別にお知らせします)

(1) 債権者宛のラベル各1枚 (訂正後の債権者一覧表に基づく宛先)

(2) 郵便切手 (110円切手×債権者数)

###### 2 再生計画案提出時

(1) 債権者宛のラベル各1枚 (債権届出書の送達場所を反映した宛先)

(2) 郵便切手 (110円切手×債権額0円を除く債権者数)

※いずれの場合も110円切手の代わりに84円切手と26円切手の組合せでも構いません。